

# 避難場所・避難所への避難経路

わたしの防災マップ STEP7



## ○ 避難場所とは・避難所とは

災害時には命を守るために緊急避難として逃げる指定緊急避難場所(一時避難場所)と災害で自宅に住めなくなった際に一定期間生活する指定避難所があります。



### 指定緊急避難場所(一時避難場所)



いざというときに持っていくモノも決まつたし、  
次は避難場所や避難所の確認だね。

一時避難場所とは、災害時に避難者が一時的に集合し、安全を確保しつつ様子を見るためのスペースが確保された場所をいいます。各地域の自主防災組織等による安否確認等、各種防災活動の拠点としても機能します。亀山市においてはおおよそ自治会単位でそれぞれの公園や広場等を指定しています。



### 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生し、市民のみなさんが自宅などに住めない状況となった場合に、生活の再建ができるまでの期間において、一時的な居住施設の役割を果たす施設のことをいいます。亀山市においては学校や運動施設の15施設を指定しています。

#### (その他の避難所)

指定避難所が満員など、避難者の受け入れが困難な場合に二次的に開設される避難所です。  
(コミュニティセンター、文化会館、幼稚園、保育園等)  
※災害時の避難の際にはまず「指定避難所」へ向かってください。

## ● 避難場所や避難所への避難の考え方

### 高齢者・傷病者(避難行動要支援者)



支援を要する人がみえたら、地域で助け合って避難しましょう。

### 狭い路地やブロック塀などには近づかないで



ブロック塀や自動販売機は倒壊や転倒しやすいので要注意。安全な道を選んで避難しましょう。

### 山崩れ、がけ崩れに注意



山間部では土砂崩れなどが起きて危険。地震を感じたら、早めに避難態勢をとりましょう。

## ● 避難の流れ

それぞれの経路があります。  
予め経路を考えておきましょう。



災害から命を守るための  
緊急的な避難は  
指定緊急避難場所(一時避難場所)へ



地域で定められた  
避難経路で避難しましょう。

危険が無くなるまで、または自宅で  
生活ができなくなった時や自宅が  
喪失した場合には  
指定避難所へ



場所が変わります  
(自宅で生活できる  
方は自宅へ)

## ○ 安全な経路を通って、避難所へ!

家族と一緒に避難所まで避難しよう!でも、どこを通っていいか…  
柱やブロック塀の危険はない?屋根の瓦は落ちてこない?安全にたどり着かなくちゃ。



(家を中心としたマップの絵と避難所への経路を描いてみよう!  
もしくはA4版マップを拡大コピーして、貼り付けよう。具体的な書き方はこの冊子の裏表紙を見てね!)

## ○ チェックしておこう!

- 自宅から指定緊急避難場所(一時避難場所)や避難所までの避難経路を書きましょう。  
災害時には予め決めた避難経路で避難できない場合があるため、2経路目、3経路目等も想定しておきましょう。
- 避難経路中に、細い道、ブロック塀や電柱等落下の恐れのあるもの等がないか実際に歩いて確認しましょう。  
あった場合は、地図内に印をうち、場合によっては避難経路を見直しましょう。
- 家の周りの危険箇所や役立つ施設等を記入しましょう。  
(危険箇所の例)崖、ブロック塀、電柱、空き家等  
(役立つ施設の例)消火栓ボックス、防災倉庫、公衆電話等